

愛知県環境影響評価条例（抜粋）

（計画段階配慮事項についての検討）

第四条の二 配慮書対象事業（第二条第二項の規則で定める事業（法第二条第二項に規定する第一種事業及び法第三条の十第一項の規定による通知がなされた法第二条第三項に規定する第二種事業を除く。）をいう。以下同じ。）を実施しようとする者（委託に係る配慮書対象事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。）は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価指針で定める事項を決定するに当たっては、環境影響評価指針で定めるところにより、一又は二以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域（以下「配慮書対象事業実施想定区域」という。）における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

（配慮書の作成）

第四条の三 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- 一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 配慮書対象事業の目的及び内容
- 三 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- 五 その他規則で定める事項

2 既存工作物（別表第一号から第八号まで及び第十号から第十九号までに掲げる事業に係る工作物であつて現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から規則で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が規則で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る配慮書対象事業として実施しようとする配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

- 一 配慮書対象事業実施想定区域
- 二 当該配慮書対象事業に係る環境の保全のための配慮の内容